

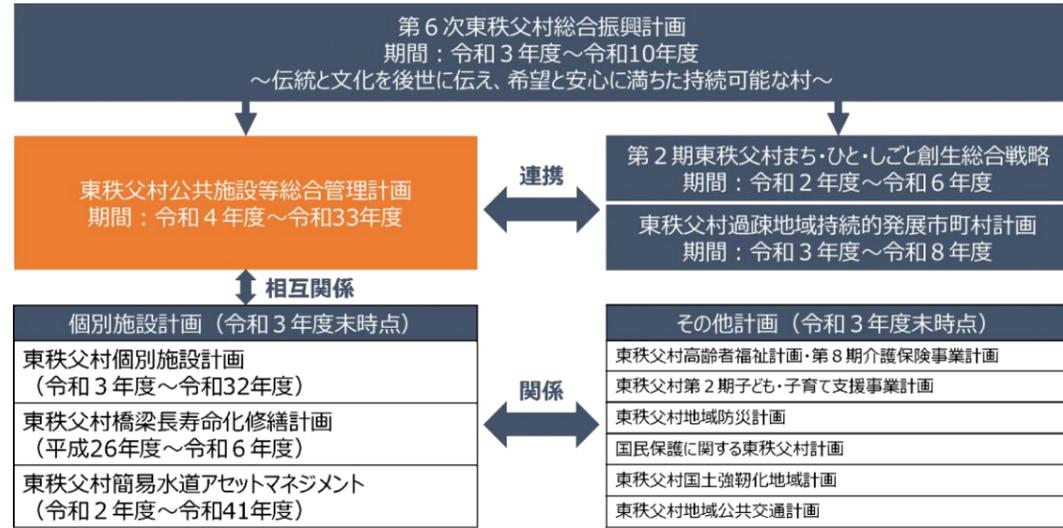
東秩父村公共施設等総合管理計画（概要版）

1 公共施設等総合管理計画の位置づけ

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

このため、総務省においては、平成26年に各自治体へ「公共施設等総合管理計画」の作成を要請し、令和3年度までに公共施設等総合管理計画の改訂を要請しています。

本村において、公共施設等総合管理計画を以下の通りとしています。



2 計画の対象範囲と計画期間

【計画の対象範囲】

施設分類	主な施設
1 村民文化系施設	コミュニティセンターなど
2 スポーツ・レクリエーション系施設	安戸グラウンドなど
3 産業系施設	和紙の里関連施設など
4 学校教育系施設	東秩父中学校・槻川小学校
5 保健・福祉施設	東秩父村保健センターなど
6 行政系施設	役場庁舎・車庫など
7 公営住宅	村営住宅など
1 道路	
2 橋梁	
3 簡易水道	
4 浄化槽	
5 公園	
6 その他	

【計画期間】



3 公共施設（建築物）の状況

【施設数・延床面積・人口一人当たり面積】

施設分類	棟数	延床面積 (㎡)	割合	人口一人当たり面積 (㎡)
1 村民文化系施設	11	3,632.7	15.9%	1.3
2 スポーツ・レクリエーション系施設	14	1,494.4	6.5%	0.6
3 産業系施設	28	3,594.1	15.7%	1.3
4 学校教育系施設	13	6,431.8	28.1%	2.4
5 保健・福祉施設	5	2,424.0	10.6%	0.9
6 行政系施設	17	2,519.9	11.0%	0.9
7 公営住宅	7	2,820.5	12.3%	1.0
合計	95	22,917.3	100.0%	8.5

【建築経過年数の状況】

施設分類	取得価額 (百万円)	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 減価償却率	※参考 R01
1 村民文化系施設	319	223	69.9%	67.5%
2 スポーツ・レクリエーション系施設	130	94	72.1%	69.1%
3 産業系施設	441	282	64.0%	61.7%
4 学校教育系施設	333	309	92.7%	90.6%
5 保健・福祉施設	334	293	87.9%	87.2%
6 行政系施設	235	162	69.2%	67.4%
7 公営住宅	130	130	100.0%	100.0%
計	1,922	1,493	77.0%	75.9%

令和2年度末（令和3年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延床面積合計は約2.3万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育系施設が28.7%、村民文化系施設が15.9%と続きます。また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）8.5㎡となっており、

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽の進行が、その指標となります。これまでの本村の公共施設（建築物）における総建築額は、19.2億円です。村全体として有形固定資産減価償却率は77.0%と資産が老朽化している状況となっており、

4 インフラ施設の状況

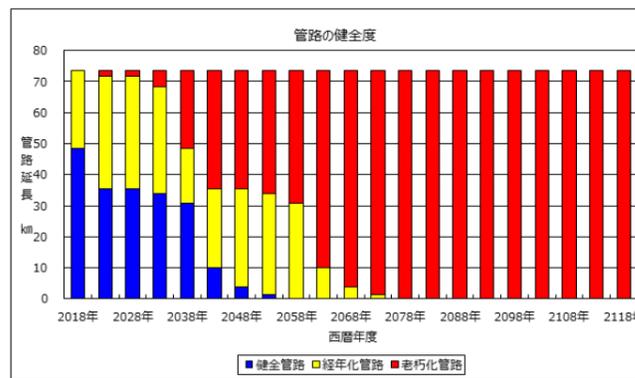
【道路】

種類	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
1級村道	12,620	11,933	94.6%
2級村道	22,129	16,339	73.8%
森林管理道（村管理）	30,400	27,673	91.0%
計	65,149	55,945	85.9%

【橋梁】

区分	PC	RC	鋼	混合	木	木混合
橋長15m以上	11	2	6	0	2	1
橋長2m以上15m未満	10	47	23	2	4	0
計	21	49	29	2	6	1

【簡易水道】



項目	数量
1 浄水場	8箇所
2 配水池	16箇所
3 導水管延長	3,533m
4 送水管延長	15,493m
5 給水管延長	55,060m
6 給水人口	2,681人

5 東秩父村の公共施設等の課題と公共施設等総合管理計画の基本方針

【課題】

- 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する村民ニーズの変化
- 公共施設の老朽化
- 公共施設等にかける財源の限界

【基本方針】

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本村総合計画において、目指すべき将来像「伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村」の視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行います。

【点検・診断等の実施方針】

公共施設等は、可能な限り点検や診断を定期的に行い、施設の状況を把握することが重要です。点検の際にどのような点を見るべきかなどについて、マニュアルを整備し、点検内容を標準化することで、確実な点検実施、不具合箇所の早期発見に努めます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

必要な修繕を見極め、早期に修繕を行っていくような仕組みづくりを行います。具体的には、点検結果や通報を適切に評価できるようなマニュアルの策定や地域の専門家からの支援を受けられる仕組みの構築に努めます。

【安全確保の実施方針】

危険性が高いと認められる建物や老朽化により利用廃止された建物は、利用者の安全性を最も重視し、当面利用を停止します。その際、当該施設がなくなることで、住民サービスに不具合が発生する場合は、早急に運営継続に向けた取組を行います。

【耐震化の実施方針】

【長寿命化の実施方針】

予防保全や積極的な更新の実施が予算の制約上困難な状況にあり、既存施設の安全性を確保し、長期にわたって利用し続けることが求められます。そのため、施設の不具合を可能な限り早期に修繕することで、施設の劣化進行を防ぎ、施設の長寿命化に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

施設の廃止や統合を検討する場合は、現在の施設の利用状況や利用者のニーズに配慮するとともに、住民の理解や総合計画等に示されたまちづくりの方向との整合を図ります。

【ユニバーサルデザイン化の推進方針】

今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

【総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針】

- 住民との情報共有と協働体制の構築
- 民間活力の活用体制の構築
- 個別施設計画の作成
- 施設マネジメントの一元化

東秩 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

① 村民文化系施設

村民文化系施設は、東秩父村高齢者生きがいセンター、東秩父村ふれあいセンター槻川、細川紙紙すき家屋などがあります。高齢者生きがいセンター、ふれあいセンター槻川、コミュニティセンターは法定点検を定期的に実施しているほか職員による目視点検を行っています。細川紙紙すき家屋、文化財収蔵庫、東秩父村ふるさと館、ふるさと文化伝習館、ふるさと文化伝習館分館は、建築後30年以上経過している施設もあり老朽化が進んでいます。今後老朽化が進み施設の維持が難しくなった場合は施設の改修や民間譲渡を検討しています。

③ 産業系施設

産業観光系施設は、和紙の里、花桃の郷、観光トイレがあります。和紙の里は指定管理者が管理、運営しています。花桃の郷は地元の管理団体により、管理・運営しています。今後はそれぞれの指定管理団体と施設の方向性を協議し、適宜点検・予防保全・修繕を行います。観光トイレは浄化槽法定点検の他、職員による目視点検を行っています。観光トイレについては、老朽化や利用ニーズの低下、衛生の観点から除却を行う施設があります。

⑤ 保健・福祉施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討します。特に皆谷児童館は、現在利用休止中となっており、今後の施設の活用に向けて民間譲渡が検討されています。

⑦ 住宅

今後も、今ある住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていきます。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。しかし、一方では老朽化や人口減少により住宅入居者の減少や利用困難になっている施設があります。

② スポーツ・レクリエーション系施設

二本木峠キャンプ村は現状、給水が確保できず使用できない状況であるため、利用を休止しています。利用できるようにするには多額の費用が見込まれるため、廃止及び除却の方針となっています。そのほか、旧東秩父村立西小学校だった坂本体育館は老朽化が進み、安全確保が難しく、年々利用ニーズも低下していることから廃止・除却の方針です。そのほかについては、住民の利用ニーズが高く安全確保ができていることから、定期的な点検と予防保全の考えに基づき、現状維持となります。

④ 学校教育系施設

学校教育系施設は、小学校1校、中学校1校があります。槻川小学校は建築後40年が経過し、老朽化が進む建物も存在します。ただし、法定点検に加え、教員による目視点検も実施し、不具合は発見次第修繕するなど、維持管理を行っているところです。東秩父中学校は、建築後45年が経過しています。小学校と同様法定点検と教員による目視点検を実施しています。今後の人口動態や予測に基づき、両施設については、小中学校としての合併が協議されているところです。今後はこれらについての個別施設計画を策定する予定です。

⑥ 行政系施設

行政系施設は、役場庁舎、消防団詰所があります。役場本庁舎は建築後52年経過しており老朽化も進んでいますが大規模改修は行われていません。庁舎は、備蓄機能や避難所機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければなりません。このため、本村においては役場庁舎の建替が検討されています。建替えにあたっては、個別の計画のほか、各関連団体等との協議を行い進めます。そのほか消防団詰所や倉庫や車庫といった施設の老朽化が進んでいることから将来的には、安全性や効率性を踏まえ廃止する施設を検討します。

★ 今後予定される事業（過疎過疎地域持続的発展計画）

紙漉き家屋屋根修繕工事 文化財施設整備事業 和紙研修施設改修工事 ふれあい広場の環境整備 和紙の里施設整備事業 観光トイレ等施設整備事業 小中学校施設等整備 保育園園舎整備事業 学童保育施設整備事業	各施設整備事業 保健センター施設整備事業(改修) 庁舎建設事業
---	---------------------------------------

② 橋梁

「東秩父村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁点検結果から、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。従来の『事後保全的な対応』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防保全的な対応』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

★ 今後予定される事業（過疎過疎地域持続的発展計画）

村道1-1号(槻川西)線整備 村道2-5号線(小安戸橋)ほか2 橋補修設計・工事(3橋) 橋梁補修設計・工事(3橋) 下河原橋復旧工事	西地区老朽管更新工事 白石浄水場整備工事 帯沢浄水場整備工事 入山浄水場整備工事 水道施設遠方監視装置更新工事 一般家庭への合併処理浄化槽の普及
---	---

7 本計画に基づく財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日)に基づき、財政効果額を算出しました。

A: 単純更新費用: 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み
B: 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み
C: 対策による効果額(財政効果額)

A: 単純更新費用

種別	更新費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	1,922	5,790	7,712
2 道路	※1	※1	
3 橋梁	※2	※2	2,659
4 簡易水道	1,602	992	2,595
合計	3,524	6,783	12,965

C: 対策による効果額(財政効果額)

種別	対策費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	△1,000	△2,368	△3,368
2 道路	※1	※1	
3 橋梁	※2	※2	△1,430
4 簡易水道	△173	0	△173
合計	△1,172	△2,368	△4,970

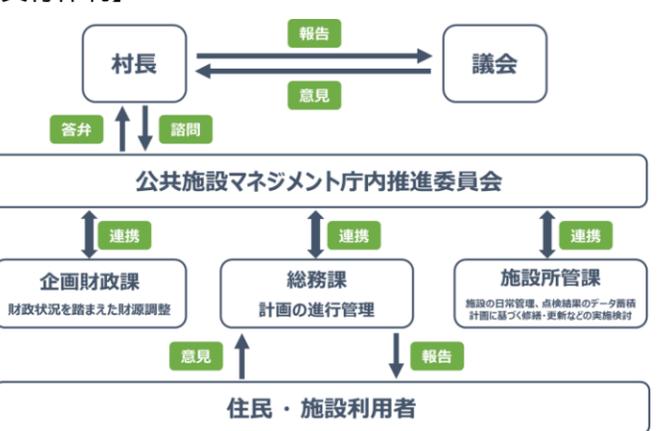
B: 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

種別	対策費用	維持管理コスト	計
1 公共施設等	922	3,422	4,344
2 道路	※1	※1	
3 橋梁	※2	※2	1,229
4 簡易水道	1,430	992	2,422
合計	2,351	4,415	7,995

本計画及び各種個別施設計画による財政効果は約49.7億円と推計されます。この財政効果は前述の通り、すべての施設を更新するとした場合に対して、本計画及び個別施設計画に基づいた対策費用で得たものとなります。今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえたPDCAサイクルを構築します。また、計画対策に必要な財源については、過疎地域自立促進計画に基づく過疎債の発行や各種交付金・補助金を積極的に活用していきます。

8 公共施設マネジメントの実行体制

【実行体制】



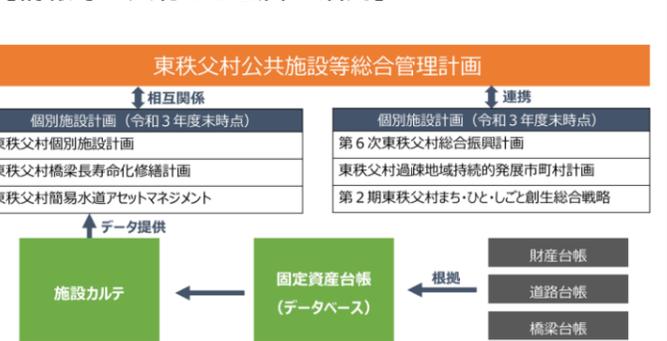
【フォローアップ(PDCA)】



【年間スケジュール】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共施設マネジメント庁内推進委員会①												
公共施設マネジメント庁内推進委員会②												
個別施設計画進捗管理												
固定資産台帳の異動等確認(確定)												
施設カルテの更新												
固定資産台帳の更新												

【情報等の共有と公会計の活用】



6 インフラ系施設の管理に関する基本方針

① 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。今後は、修繕の必要性とともに、路線特性や機能性・安全性等を考慮して修繕工事を進めます。

③ 簡易水道

簡易水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。本村は更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。「東秩父村簡易水道事業アセットマネジメント」を基に、耐震化及び更新を進めます。